

(別紙1)

秋田県産業振興プラザ「創業支援室」入居者募集要項

あきた企業活性化センター（以下「センター」という。）では、「秋田県産業振興プラザ」内に設置している「創業支援室」の入居者を公募しています。

創業・起業や新たな事業分野への進出等を目指した意欲的な企業に事務スペースを提供するため県庁第二庁舎3階に「創業支援室」を10室設置しております。

1 創業支援室の概要

(1) 所在地

秋田市山王三丁目1番1号(秋田県庁第二庁舎) 秋田県産業振興プラザ3階

(2) 室数・面積・使用料

室名	室数	面積	月額使用料
創業支援室A	8	17～22㎡	22,000円
創業支援室B	2	48～50㎡	52,380円

保証料・敷金等は不要ですが、使用料の他に光熱費等を負担していただきます。

また、電話については自己設置です。

ネットワークの利用について、入居時の設定作業にかかる費用はセンターが負担しますが、2回目以降の設定や入居室の移動に伴う設定変更に係る費用は入居者の負担となります。

(3) その他の主な機能

- ・ 24時間の業務利用が可能
- ・ 電気容量；Aタイプ：30A、Bタイプ：45A
- ・ 各室専用セキュリティカードにより管理

2 入居対象企業

次のいずれかに該当する方とします。

ア 県内で新たに事業を開始しようとする個人及び法人

イ 新たに事業を開始した日以後5年を経過していない個人及び法人

ウ 県内において第二創業、組織化、共同化及び組織変更をする個人及び法人

※店舗としての使用、あるいは本社機能が他の場所にある場合の営業拠点や支社等としての使用はできません。ただし、県外企業等による県内への進出のための準備（調査・企画・採用準備等）に係る使用を目的とする入居はこの限りではありません。

3 入居期間

入居日から1年間。

ただし、継続利用の審査により、最初の許可から通算3年まで更新が可能です。

4 支援サービス

入居者に対しては、センター職員等が経営全般についてサポートします。

5 募集方法

創業支援室の入居者は、随時募集しています。

創業支援室に空きがない場合でも応募を受け付けますが、空きがあるまで入居審査及び入居をお待ちいただくことになります。空き室情報はホームページをご覧ください。

① 申請書類（個人の場合、1、2、3、4、5、7をご提出ください。）

- 1) 利用許可申請書(別紙2)
- 2) 事業計画書(様式は自由(参考様式有)ですが、事業コンセプト・事業スケジュール・財務計画等が記載されていること)
- 3) 会社経歴書(個人の場合は履歴書)
- 4) 決算報告書(最近3年間のもの。個人の場合は申告書等)
- 5) 法人登記簿謄本の写し(個人の場合は住民票の写し)
- 6) 会社案内等
- 7) 納税状況報告書(別紙12)

② 申請書類の提出先等

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合企画部 総合相談課

なお、郵送又は持参により提出して下さい。

③ 審査方法

提出書類を審査の上、別途通知した方に審査会会場で事業計画等について質疑応答の時間も含め、15分程度のプレゼンテーションを行っていただき審査します。

6 入居者の義務

9月及び3月に「事業遂行状況報告書」を提出していただきます。

7 問い合わせ先

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合企画部 総合相談課

TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

ホームページ <https://www.bic-akita.or.jp/>

メールアドレス soudan@bic-akita.or.jp